

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について

1. 条例制定の背景

平成 27 年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」では、従来の認可保育所（利用定員 20 人以上）に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問事業、事業所内保育事業の 4 類型（以下「家庭的保育事業等」）について、新たに市町村の認可事業として位置付けられました。

本市では、本制度の実施に伴い、国が定めた「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとなります。

「家庭的保育事業等」とは…

①家庭的保育事業

保育者の居宅その他の場所において、5 人以下の満 3 歳未満児に保育を行う事業

②小規模保育事業

利用定員 6 人以上 19 人以下の規模で、3 歳未満児に保育を行う事業

③居宅訪問事業

保育を必要とする子どもの居宅において 3 歳未満児に保育を行う事業

④事業所内保育事業

事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を行う事業

従うべき基準と参酌すべき基準とは…

「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情の応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの